

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(4)	(5)	(1)	(5)	(4)	(5)	(3)	(4)	(1)	(5)

1 平等原則

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 判例は、「平等」とは、相対的平等を意味するとしている（最大判昭 25・10・11）。
- (3) 正しい。 判例は、「社会的身分」を枝文のとおり定義する（最大判昭 39・5・27）。
- (4) 誤り。 判例は、尊属殺の法定刑は、それが死刑または無期懲役刑に限られている点でもあまりにも厳しく、合理的根拠に基づく差別的取扱いとはいえず、憲法 14 条 1 項に反するとしている（最大判昭 48・4・4）。
- (5) 正しい。 最大決平 25 年 9 月 4 日。これを受けて、民法 900 条 4 号ただし書は改正され、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等となった。

2 違憲審査権

正解 (5)

- (1) 正しい。 我が国の違憲審査権は、裁判所が具体的な争訟を前提にその解決に必要な範囲で違憲審査を行う具体的審査権（付随的審査制）であるから、裁判所が抽象的・一般的に法律等について合憲性を審査することはできない。
- (2) 正しい。 違憲審査権は司法権の機能の一つであるから、司法権を担当する下級裁判所もこれを行使できる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 裁判所の「裁判」はその本質において一種の処分であるから、違憲審査の対象となる（最大判昭 23・7・8）。
- (5) 誤り。 憲法 81 条が挙げている違憲審査権の対象は例示である。条約も日本国内では最高法規である憲法に反することは許されない等の理由から、違憲審査権の対象となるとする見解が有力である。

3 即時強制

正解 (1)

- (1) 誤り。 即時強制は、国民の義務の不履行を前提としない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。

- (3) 正しい。 枝文のとおり。移動措置（道交法 51 条 2 項、3 項、5 項）に要した費用の納付を命ずる行為（同条 16 項）は、金銭の給付義務を課す行政処分（下命）である。
- (4) 正しい。 酔者等の保護（警職法 3 条 1 項 1 号）は、他人の身体に実力を加えて行政上望ましい状態を実現するものであり、即時強制である。
- (5) 正しい。 不服申立ての対象となる「処分」には、公権力の行使に当たる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するものが含まれる（行審法 2 条 1 項）。

#### 4 地方公務員の服務

正解（5）

- (1) 正しい。 地方公務員の秘密を守る義務は退職後も課せられている（地公法 3 条）。
- (2) 正しい。 職員は、団結権及び団体交渉権を保障されているが（地公法 52 条 3 項、55 条）、争議権は禁止されている（地公法 37 条）。また、警察職員は職務の性質上、高度の規律が求められるので、これら全ての権利が保障されていない（地公法 52 条 5 項）。
- (3) 正しい。 枝文に挙げられた行為は当該職員が属する地方公共団体の区域の内外を問わず禁止されている（地公法 36 条 1 項）。
- (4) 正しい。 地公法 38 条 1 項。職員が、任命権者の許可を受けずに枝文に挙げられた行為を行った場合には、この法律に定める規定に違反したとして、ないしは、職務上の義務違反として懲戒処分の対象となる（地公法 29 条 1 項 1 号、2 号）。
- (5) 誤り。 職員は上司の職務上の命令に従う義務を負うが（地公法 32 条）、職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、これに服することを要しない（最判昭 53・11・14、東京高判昭 49・5・8）。

#### 5 正当防衛

正解（4）

- (1) 正しい。 刑法 36 条 1 項の「急迫」とは、法益の侵害が現に存在しているか、又は、間近に差し迫っていることをいう（最判昭 46・11・16）。
- (2) 正しい。 枝文の場合は、正当防衛の緊急行為としての本質に合わないから急迫性の要件を欠くとされる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。判例においては、積極的加害意思があると侵害の急迫性が否定され、積極的加害行為については防衛の意思が否定される。
- (4) 誤り。 判例は、枝文と同様の事案で、当該行為は、いまだ防衛手段として相当性の範囲を超えたものとはいえないとし、「やむを得ずにした行為」に当たるとしている（最判平元・11・13）。
- (5) 正しい。 刑法 36 条 1 項、37 条 1 項。

## 6 詐欺罪

正解(5)

- (1) 誤り。国民健康保険被保険証の不正取得は、同保険証により事実上医療費の一部を免れ得るから、国家的・社会的法益のほかには財産権を侵害し、詐欺罪(刑法246条1項)が成立する(最決平18・8・21)。
- (2) 誤り。欺き行為とは、財産の処分行為に向けて相手方を錯誤に陥れる行為をいい、人による物・利益の交付行為に向けられたものでなければならない。他人名義のキャッシュカードをATMに挿入する行為は、欺き行為に当たらず、窃取に当たり、窃盗罪(刑法235条)が成立する(東京高判昭55・3・3)。
- (3) 誤り。枝文前半は不作為による詐欺に当たり、正しい。後半は、帰宅して気づいた後に領得したときには、欺き行為が行われていない以上、詐欺罪ではなく、占有離脱物横領罪(刑法254条)が成立する。
- (4) 誤り。判例は、不実記載罪(刑法157条2項)の法定刑との均衡を理由に、詐欺罪の成立を否定している(最判昭27・12・25)。
- (5) 正しい。判例は着手時期を、保険契約を結んだ時ではなく、保険金を請求した時であるとする(大判昭7・6・15)。

## 7 賄賂罪

正解(3)

- (1) 正しい。判例は、職務行為を枝文のように解している(大判大9・12・10、大判大2・12・9)。
- (2) 正しい。判例は、建築部職員から同県住宅供給公社に出向後、前職に関しわいの授受がなされた事案で、枝文のとおり判断している(最決昭58・3・25)。
- (3) 誤り。賄賂の目的物は、財物に限らず、有形・無形を問わず、人の需要・欲望を満たすに足りる一切の利益を含む(大判明43・12・19)。
- (4) 正しい。最判昭27・7・22。
- (5) 正しい。枝文のとおり。

## 8 通常逮捕

正解(4)

- (1) 正しい。枝文のとおり。
- (2) 正しい。刑訴法199条2項ただし書、刑訴規則143条の3。
- (3) 正しい。刑訴法199条1項ただし書。
- (4) 誤り。逮捕状の効力は逮捕行為が完了した時点で失われる。枝文の場合は、逮捕行為が完了していないから、当該逮捕状によって再び逮捕できる。
- (5) 正しい。刑訴法201条2項・73条3項本文。

## 9 刑訴法220条

正解(1)

- (1) 誤り。判例は、被疑者を逮捕する前に逮捕に伴う捜索・差押えをすることが許される場合があるとしている（最大判昭 36・6・7）。
- (2) 正しい。最決平 8・1・29。
- (3) 正しい。刑訴法 220 条 1 項 2 号にいう「逮捕の現場」とは、逮捕に着手した場所、追跡した場所及び逮捕した場所のすべてを含むから、被疑者が追跡中に遺留した証拠品を差し押さえることは同号により許される。
- (4) 正しい。通説は、逮捕現場に存在する蓋然性が高いといえるのは、逮捕の被疑事実に関する物に限られるからであると説明する。
- (5) 正しい。枝文のとおり。

#### 10 接見交通権

正解 (5)

- (1) 正しい。最判平 11・3・24。
- (2) 正しい。最判平 12・6・13。
- (3) 正しい。最決昭 41・7・26。
- (4) 正しい。判例は、被告事件について防御権の不当な制限にわたらない限り接見指定を行えるとしている（最決昭 55・4・28）。
- (5) 誤り。枝文の場合、判例は、申出を被疑者に取り次ぎ、その意思を確認し、その結果を弁護人に伝えなければならないとする（福岡地判平 3・12・13）。